

内閣参質二一九第八五号

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもからのSOSを聞き逃さない仕組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出子どもからのSOSを聞き逃さない仕組みに関する質問に対する答弁書
一について

御指摘の「子どもからのSOSが「未把握」、「把握遅延」」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のように「子どもからのSOSが届かない」又は届くことが遅れることと解すれば、その原因については、例えば、こども家庭庁が令和七年五月二十三日に公表した「こどもの悩みに寄り添える社会に向けて（中間報告）」において、「悩みの内容や深刻度等に応じて、関係性の強い人・そうでない人のどちらに相談したいか（あるいは自分自身の中で気持ちを整理したいのか）、こどもによって希望は様々である」、「こどもたちは周囲の大人に悩みを受け止めてもらえなかった過去の経験等から、大人に相談することにハードルを感じている」等としており、「SOS」を届けるに当たり様々な課題があること等が考えられるところ、お尋ねの「主因」について一概に答えすることは困難である。

二について

先の質問主意書（令和七年六月二十日提出質問第二四七号）二でお尋ねの「窓口の乱立が、SOSの「捕捉漏れ」・・・や「対応の遅延・たらい回し」を引き起こしている具体的事例」及び「複数の窓口

またがる事案・・・において、省庁間で責任の所在が不明確となり、対応が停滞した事例」については、先の答弁書（令和七年七月一日内閣参質二一七第二四七号。以下「前回答弁書」という。）二についてで「お尋ねのような「具体的事例」及び「省庁間で責任の所在が不明確となり、対応が停滞した事例」は把握していない」と述べたとおりであり、また、一について述べたとおり、「子どもからのSOSが届かない」原因については、「SOS」を届けるに当たり様々な課題があること等が考えられるところ、お尋ねのように「相談窓口の乱立」が「子どもからのSOSが適切な相談窓口が届かない原因」となっているとは評価していない。

三から五までについて

お尋ねについては、前回答弁書五の3及び4についてで「お尋ねについては、中間報告において、子どもが悩みや不安を相談したい相手は「子どもによって希望は様々」であること等から、子どもが安心して悩みを打ち明けられる環境を作るためには「子どもが頼ることができる先を、・・・子どもが選べるようにすることが必要」であり、「子どもが頼ることができる先があることを子どもに知ってもらうことが重要」としているとおり、子どもがそれぞれの希望に応じて相談先を選択することができるよう、多様な相

談窓口が存在することが必要であると考えており、御指摘のように「統一した番号を創設すべき」とは考えていない」と述べたとおりであり、お尋ねのような「統合窓口」を「創設」し、その「運用指針」を「整備」すること及び「提案のような対応をすべき」とは考えていない。

六について

御指摘の「子どもからのSOS」への対応については、政府としては、例えば、「こども大綱」（令和五年十二月二十二日閣議決定）において、「貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアラー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあつて声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う」、「こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課

題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける」等とし、これに基づく対応を進めてきたところであり、「政府が対応しなかった」との御指摘は当たらず、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。